

既設水路流域等調査解析設計業務委託

特記仕様書

令和6年7月

奈良県 明日香村 地域づくり課

第 1 章 総 則

第 1 条（適用範囲）

本特記仕様書（以下「本仕様書」という）は、明日香村（以下、「発注者」という）が委託契約を行う「既設水路流域等調査解析設計業務委託（以下、「本業務」という）に適用するものとする。

受注者は、本仕様書に定めのない事項で業務上必要な事項については、その都度、発注者と協議し、処理を行うものとする。

第 2 条（業務の目的）

岡寺へ接続する道路（村道岡 2 4 号線）に併設されている既設水路及び村道飛鳥・島庄線が出水時に頻繁に溢れるなど、流下能力不足が長年の課題となっている。

本業務は、当該水路の改修に向けて、既設水路、流域などの状況を調査し、水路改修等の対策案の検討を行うものである。

第 3 条（準拠する法令）

本業務の実施に際しては、業務委託契約書及び本特記仕様書等に基づいて実施するものとする。

第 4 条（業務の範囲）

奈良県明日香村岡地内他

第 5 条（業務期間）

本業務の期間は、契約締結日の翌日より令和 7 年 3 月 1 0 日までとする。

第 6 条（貸与資料）

本業務で必要と認められる、次の資料を貸与するが、その取扱いに充分注意し、本業務完了後は速やかに返却するものとする。

- | | |
|---------------------|-----|
| 1) 道路台帳図 1/1000 | 1 式 |
| 2) その他業務上必要と認められるもの | 1 式 |

第 7 条（業務情報の保護）

受注者は、本業務により知り得た情報については、業務中はもちろんのこと、完了後も第三者に漏らしはならない。

受注者は、本業務に係る個人情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のため、JISQ15001「プライバシーマーク（Pマーク）」およびISO27001「情報セキュリティマネジメントシス

テム（ISMS）」に準拠した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を遂行しなければならない。受注者は本業務における当該管理体制について業務着手時に提出する業務計画書に示し発注者の承認を得なければならない。

第 8 条（提出書類）

受注者は委託業務契約後、速やかに下記書類を提出しなければならない。

- | | |
|----------------|-----|
| ① 業務計画書 | 1 部 |
| ② 業務着手届 | 1 部 |
| ③ 管理技術者届および経歴書 | 1 部 |
| ④ 照査技術者届および経歴書 | 1 部 |
| ⑤ 工程表 | 1 部 |

第 9 条（配置技術者）

管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（河川、砂防及び海岸・海洋）、建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））の資格保有者であること。

管理技術者は継続して 3 ヶ月以上の雇用関係にある上記の資格を有する者を配置すること。

また、照査技術者は管理技術者を兼ねることはできないものとする。

第 10 条（工程管理）

受注者は工程表に基づく適正な工程管理に努めるとともに、本業務の進捗状況を適宜、発注者に書面をもって報告するものとする。

第 11 条（損害賠償）

本業務実施にあたり、受注者が第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償は受注者がその責任を負い、速やかに対処するものとする。

第 12 条（疑義等）

業務の遂行上必要と認められたもので、本仕様書において明記なき事項および疑義が生じた場合、速やかに発注者と受注者で協議し、発注者の指示に従うものとする。

第 13 条（成果品の瑕疵担保）

成果品の納入後、当成果品について不備あるいは、誤りの指摘があった場合、速やかに無償にて訂正を行うものとする。

第 2 章 業務内容（設計業務）

第 14 条（総則設計共通）

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（令和 2 年 10 月奈良県県土マネジメント部）」によるものとする。

第 15 条（道路概略設計）

設計項目は下表とする。

○流域調査検討	1 式
① 設計計画	
② 現地調査	
既設水路調査（開渠部：目視）（暗渠部：カメラ）	
水路高調査	
流域調査	
③ 水路改修概略検討	
流域図作成	
流量計算	
改修断面検討	
対策案の検討	
地元協議用資料作成	
今後の課題整理	
④ 照査	
⑤ 報告書作成	
⑥ 打合せ協議	中間 3 回

1. 設計計画

業務の目的及びその内容を十分に把握し、技術的方針や業務全体の工程などの業務計画書を立案し協議の上、監督員の承諾を得ることとする。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 業務概要 | (2) 実施方針 |
| (3) 業務工程 | (4) 業務組織計画 |
| (5) 打合せ計画 | (6) 成果品の品質を確保するための計画 |
| (7) 成果品の内容、部数 | (8) 使用する主な図書及び基準 |
| (9) 連絡体制(緊急時含む) | |

2. 現地調査

対象となる既設水路に関して、現況施設の流下能力の確認、及び、改修計画にあたっての基礎資料とするために、現地調査を実施する、

① 既設水路調査（開渠部：目視）（暗渠部：カメラ）

対象となる既設水路の流下断面を調査する。開渠部については目視により確認し、代表断面の水路幅及び水路高さを計測する。暗渠部については、人孔部、開口部などで断面形状を計測するとともに、カメラにより断面形状を確認する。

② 水路高調査

対象となる既設水路底高の単点を計測し、現況水路勾配を算定する。

③ 流域調査

対象となる既設水路及びそこに流入する水路のルート及び流域を机上により仮設定したうえで、現地調査により確認する。

3. 水路改修概略検討

① 流域図作成

流域調査結果をもとに、対象となる水路に流入するルートを含めた流域全体の流域図を作成する。

② 流量計算

作成した流域図をもとに計画流出量を算定する。なお、計画流出量の算定にあたっての降雨強度は発注者より指示する。また、現地調査結果をもとに対象となる既設水路において、マニング公式により水理計算を行い、流下能力不足箇所を抽出する。

③ 改修断面検討

算定された計画流出量に対して、必要な改修断面形状を検討する。改修断面形状については、現況水路の拡幅を基本として概略検討を行う。

④ 対策案の検討

・対策案の抽出

上記の③で検討した既設水路の断面改修は、現地の状況から施工を行うにあたっての課題が多いことが想定される。よって、計画流出量に対して、当該地区の浸水を防止するための対策として、既設水路の断面改修に加え、バイパスルート、貯留施設等の対策案を3案程度抽出する。

・概算工事費の算出

各対策案に対して、概略図を作成のうえ、概算工事費を算出する。

・最適案の選定

各対策案に対して、経済性、施工性、維持管理等の観点より総合的に比較を行い、最適案を選定する。

⑤ 地元協議用資料作成

検討結果をもとに現況水路の状況及び改修断面等について、関係者、地元住民に対する説明用資料を作成する。

⑥ 今後の課題整理

本業務の検討結果を踏まえ、事業化に向けての課題を整理する。

4. 照査

業務計画書の実施体制に配置した照査技術者により、調査検討内容、結果について照査を行う。照査結果は、成果品の一部とし、報告書に整理し、納品時協議において、照査項目、内容、照査結果を報告するものとする。

5. 報告書作成

業務の調査・検討結果を成果として、報告書を作成するものとする。なお、設計概要書を作成するものとする。

6. 打合せ

業務着手時、中間 3 回、業務完了納品時において打合せを行うものとし、業務着手時及び、業務完了納品時には、管理技術者は立ち会うものとする。

第 16 条（成果品）

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|-----|
| 1) 各業務報告書（簡易製本）および電子媒体 | 1 部 |
| 2) その他、発注者と受注者の協議により決定したもの | 1 式 |